

『風雅集』卷第八 冬歌

千鳥を詠み侍りける

左京大夫顕輔

近江路や野島が崎の浜風にゆふなみ千鳥たちさわぐなり

とすると、『新古今集』の「野島が崎」は近江と考えるべきもののように思われる。

『千載集』の「あつまちののしまがさき」は、近江には入らない。「安房」と素直にみとめて美し支えはない。「あつまちの」と冠したのは、淡路、近江の「野島の崎」と区別して、それらとは異なる「野島崎」の意の表示と考えられる。

近江の野島ヶ崎は人気があるようである。野島ヶ崎の近くに「乙女浜村」があり、それが、『万葉集』巻十五、三六〇六と呼応している。これはどう考えるべきか、『玉勝間』に指摘の「紫の名高浦」と同じように、あまりにもあつらえむきに出来すぎている感じがする。「乙女浜村」の呼称がおこつた時、『玉勝間』の所謂「事好むものも、つけたる名」のようにも思われるが、『続拾遺集集』の順徳院御製のごときは、「乙女」の地名を前提として、野島崎を近江の福堂村のそれと考えての詠作かと忠われる。

なお、建保内裏名所百首では「野島崎」は秋の名所として割りあてられている。『万葉集』を見ると「夏」の作であると考えられる。『五代歌枕』が野島崎を淡路と判定したのはその證歌として『万葉集』を直接に用いているためである。たしかに、『万葉集』を少し注意してみれば、瀬戸内海の西航の作を集めて部分であるから、「粟路」を近江や安房ではなく淡路と考える筈である。その作は夏である。すると、「夏」の「野島崎」を詠じたのは「淡路」の野島崎で、「秋」の「野島崎」は近江を念頭にしての詠作と考えられるのか、と思う。問題になつた『新古今集』の「野島崎」は卷四、秋歌上の分類であり、内容をみても秋であり、「夏」とは考え難い。

ぶ。

国志云、野島岬は元海中の孤島たり、元禄十六年癸未、地震海嘯によりて、土砂海を埋め、陸地に接す、延袤武町許、弁天社あり、奇松怪石、各所に点在し、趣致少からず、野島崎は古來景勝を以て称せらるゝとして、『千載集』の顕捕の作をひき、ついで『廻国雜記』まで引用する。そのあとに、

(房総志料にも、那古に野島崎の名ありと云ふ)白浜の景致にはあらず。且顕輔の施頭歌も、東路と広く指せる者なれば、其の実、何他たるを詳にせず、疑を存して可なり。

と付加える。

『千載集』の顕輔の「あづまちののじまがさき」について、契沖は「此の歌は、粟路を淡海路と心得損じて、『東路の』と詠まれたるなり。安房道と心得られたるにはあらず」(勝地吐懷編一巻本)という意見を考えてみると、「淡海路」(近江国)は東山道だから、「のじまがさき」に「あづまちの」と付けられたのだ、と理解される。しかし、何故「安房道」ではいけないと考えたのか、その理由がわからない。「粟路」なら、「安房道」と考えた方が自然で簡明であると思う。事実、安房国、即、千葉県安房郡白浜町に「野島崎」が、新しくとも文明のころには存在していたことにより、「粟路」を「安房道」とする考え方が存在していたことだけは、最少限度、疑い得ないことだからである。

次に近江国の「野島崎」はどうであるか、こちらは『大日本地名辭書』には採りあげられていない。しかし、具体的な所在はたしかめることが出来る。

『近江国輿地志略』の卷之七十、野崎郡のうちの「福堂村」(現、神崎郡粟見村大字福堂)に

〔野島ヶ崎〕福堂村にあり。古歌によめる處の野島ヶ崎是也。山にあらず山続きの島にもあらず、野原の浜にして洲崎也。【万葉集】に「玉藻薺る少女を過ぎて夏草の」(前掲、卷十五、三六〇六)と詠めるは此地の事と云ふ。即乙女浜村(現、粟見莊村大字乙女浜)は福堂村の南にある村なれば此の如くよめるなるべし。

と説明する。證歌として九首を掲げるが、特に「近江」と考えねばならぬものは少く、注意すべき三首を記して他は省略する。

『続拾選集』卷四、秋歌上

名所の百首の歌めしけるついでに
順徳院御製

少女子が玉ものすそやしをるらむ野島かさきの秋の夕露 一二三六

『玉葉集』卷第八、旅歌

旅の歌

人麿

近江路の野島が崎の浜風にいもか結びしひも吹きかへす

か、なほたしかにとひきかきほしきこと也と、おのれいひければ、又

一人、おのれかのあたりは、しばくゆきかよふところなれば、いまよくあないとひき、てんといへるが、後に又きたりしをり、かたりけらは、一日名高のわたり物せしに、かの川の事、里のわらはべの、あそびるたりしに、此さとに、むらさき川といふ川やあるととひしかば、よくしりゐて、ちひさき流れに、橋かけたる所を、これなんそれと、

をしへつ、とぞかたりける、しかわらはべまでよくしれるは、つくり言にはあらざめるを、もしこれふるき名なれば、かの萬葉に、むらさきの名高とつゞけたるは、いにしへこのわたりを、村崎などいひて、そこなる名高の浦といへるにはあらじか、されどかの川の事、なほ人づてなれば、たしかにはいひがたきを、かしこに物せむ人、なほよくたづね給へ、

という。「紫の」は、普通には「名高の浦」の枕詞と理解されている。それが事実とすれば、枕詞が現実の地名として定着した例、と言うことが出来る。「紫川」は自然地名としては、一寸考え方難い名称である。「万葉の歌によりて、事好むものの、つけたる名にはあらじか、」と思いたくなるものである。『玉勝間』では特にとりたてて結論を引き出してはいない。「事好むもの」があつてつけた名、とすれば、その「事このむもの」は誰であるか知りたい所である。

この様なことが、『万葉集』では大へん多いと忠われるるのである。一括しての説明はできないことで、箇々の場合をとりたてて考えることはなお

今後のことである。

前述の契沖の言をもう少し詳しく見てみよう。『千載集』の顕捕の歌「あづまぢののじまがさきのはまかぜに……」の作についての契御の意見、「此の歌は粟路を淡海路と心得損じて『東路の』とよきわたるなり。安房道と心得られたるにはあらず」とするのは、やや理解に苦しむ。

契沖の意は近江国が末山道であるから、それが「あづまぢ」であつてよい。近江と誤解された「野島が崎」に「あづまぢの」とつけたのだ、と言う意とうけとれる。それはそれでよいのだが、何故「安房道と心得られたるにはあらず」と考えねばならなかつたのか、その点が理解に苦しむのである。安房道ならばアハミチであるから、粟道（アハミチ）と極めてよく適応する。安房道でよいのではないか、と思う。

ここで安房の方から検討する。道興『廻国雑記』に

今宵こ、（那古の觀音）に通夜し、明るあした、名にしおふ野島が崎をみれば、朝霧こ、彼所に立消るさまさゞならず。

あまをぶねみえつかれつ朝あけの野島が崎の霧の村々こ、には「名にしおふ野島が崎」と言うのでこの時、既に名所として通用していたと考えられる。この記事は文明十八年（一四八六）の八月のことである。安房の野島崎はたしかにこの頃には存在しているのである。

安房の野島崎は、千葉県安房郡白浜町である。『大日本地名辞書』にも、この項をたてて説明がある。

白浜村の南岬にして、海上突出凡三町、灯台あり、暗夜照射九里に及

詮、野島とも、野島がさきともよめるは、皆淡路国に属すべし」（勝地吐懷編一巻本）と断ずる。おそらくその通りであろう。とすると、

淡路の北端で、兵庫県津名郡北淡町に属する。松帆の浦もほぼ遠からぬ所にある。たゞし、作者七條院大納言が、淡路島の岬をイメージに浮べていたか、近江の湖に突き出た岬を考えていたかは、何ともわからぬ。そのいずれでもいいと、投げやりに考えていたとは思われないが……。

こゝでは、歌枕「野島が崎」の重要な問題点が的確に描出されている。議論もほゞ納得のゆくものである。けれども註釈書として紙幅の制約もあつたことであろうし、何よりも『新古今集』の註釈としての解説である、という制約がある。

それらの点をはなれて読み返してみると、疑問も出てくるのである。

即、『淡路近江兩説』（井蛙抄）、とか、「近江、安房、淡路、三所にあり」（耳底記）とあるが、このうち、所在が具体的に明白になるのは淡路の場合だけである。契沖の場合、問題が複雑になる端諸を指摘したこと

は多とすべきであるが、『代匠記』を基本にした所説であつて（勝地吐懷編も同じ）、『万葉集』の「野島の崎」が問題になるのであって、即ち、「根本の歌に目を付け」ることが先づ第一の必要事で、「所詮、野島とも、野島がさきともよめるは、旨淡路國に属すべし、」となってしまう。理窟としてはその通りである。しかしこうなると、近江安房は問題としては切捨

てられたことになる。このことは契沖の見識ではあるが、近江安房はもう少し検討される必要がある。

即ち、これらが全く誤読（又は異訓と言うべきか）の問題としてのみ處理されることか、それとも、近江安房にそういう名所が実在していたかどうか、ということはたしかめておく必要がある。

『万葉集』の誤読（又は異訓）が地上に付着した地名として後世に通用し、歌枕となつた例は大へん多い。他名となり歌枕となつたとしても、文

学にだけ通用して、地名としてはいはば架空のものである、などということもある。このことにかゝる様相はかなり複雑なものである。この件については、拙著『歌枕』で若干の例について論じたことである。しかし、同様の例は多量に存すべく、網羅検討してよいものと思う。定着の時期、理由、又、何人かが、『万葉集』にもとづいて、意識して付けられたことも多いにちがいない。この問題は先学の既に注意していることである。例えば卷第七、「寄浦沙」

紫の名高の浦のまるごつち袖のみ觸れて寝ずかなりなむ
である。『玉勝間』九の巻に、「紫の名高ノ浦」の章がある。

名高の浦は、名草ノ郡にて、今はそのわり、海士ノ郡に入れり、今も名高とも、名方ともいふ里にて、藤白のすこし北の方也、ある時若山にて、人々物語しけるついでに、一人がいふやう、名高の里中に、むらさき川といふちひさき川の有也といふ、そはいとおかしきことなるを、もし万葉の歌によりて、事好むものの、つけたる名にはあらじ

(粟路は)類聚古集その他の諸本いづれもアハミチと詠み、それが近江路とあやまられたのであるが、代匠記にアハチと改めたによるべきである。赤人の作にも「淡路乃アハチノ野島之海子乃」(六・九三三)とあって、淡路の野島である事明らかである。

とされる。このあたりが混乱の原因と思われる。『注釈』では、なお、玉葉集(八)には初二句「近江路の野島が崎の」として載せられてゐる。アハミチの古訓より誤つたものである。夫木抄(廿六「崎」)には「あはみちの野島が崎の」とある。

とつけ加えられる。

以上、『万葉集』の「野島の崎」は、元来所在も明瞭で疑う余地はないことがわかる。又、後世の歌枕の解釈に複雑な問題を提供した所以も見当がつく。

さて、次に勅撰集時代の「野島が崎」の様相については、久保田淳氏『新古今和歌集全評釈』の説が詳しいし、行きとどいている。長文であるが、そのまま、掲出して考えてゆこうと思う。即ち、卷第四、秋歌上、

題不知

七條院大納言

言問はむ野島が崎の海人衣波と月とにいかゞしをる

野島が崎 || 『五代集歌枕』卷下では、「二十六島」で「のじま 淡路」、「二十九崎」で「のじまのさき 淡路」とする。例歌はすべて万葉歌。『八雲御抄』卷五、名所部では「四十三崎」に、「野じまが(万。東路のと「も」云ふ也。一説、有淡路。「と」云々。但シ、万葉に淡路、同ジ字也。是は近江也。」)とあり、「四十一島」にも、「野島(範兼抄。淡路之其也。万。陸奥にも野島は有る也。)」といふ。『井蛙抄』卷四の同名名所の条でも、「淡路近江兩説」について論じてゐる。後には、「のしま、近江、安房、淡路、三所にあり」(耳底記)などといわれるに至つた。このような混乱の原因是、「粟路之野島之前之 浜風爾 妹之侍い 紐吹返」(万葉卷三・二五一 人麻呂)の歌の初句が正しく詠めなかつたことにある。この句は古く「あはみちの」と詠まれていた。そしてこの歌を本歌として、顕輔が「あづまぢののじまがさきのはまかぜにわかひもゆひしいもがかほのみおもかげにみゆ」(千栽・雑体・一一六三)と詠む。契沖はこのことについて、「あはみちといふかんなにつき、又人丸のあふみにいたられける事もあれば、その時の歌にやとおもひてかくはよまれけるにや」(代匠記初稿本)といい、「此の歌は粟路を淡海路と心得損じて、『東路の』とよまれたるなり。安房道と心得られたるにはあらず」(勝地吐懷編一巻本)、「近來の類字名所抄といふ物に、安房近江淡路有り同名といへるは、三ヶ国の名あひにたれば、根本の秋に目をよく付けずして、後の人にはまどはさる、なり」(代匠記初稿本)と論じ、「所

歌枕「野島が崎」

奥村恒哉

「野島が崎」は初出を『万葉集』として、勅撰集以降にも屢々詠まれたかなり顕著な歌枕である。後述の如く、先学の立派な御意見も出されているが、歌枕としてはなお論すべき点が残されている。

以下、『万葉集』の場合から観察して勅撰集時代に及ぼうと思う。

『万葉集』卷第三に、「柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首があり、その中に玉藻刈る 敏馬を過ぎて 夏草の 野島之崎尔 舟近づきぬ 二五〇
一本云 處女手過而 夏草の 野島我崎尔 いほりすわれは

粟路之 野島之崎の 浜風に 妹が侍びし 紐吹きかへす 二五一
があり、さらに、卷第十五に、
玉藻刈る 乎等女乎須疑互 夏草の 野島我左吉尔
○六
廬す吾は 三六

がある。これは卷三、二五一の左注と同じものである。

この羈旅の八者は

二四九—み津の崎 二五〇—敏馬 二五一—粟路之野島之崎

二五二—藤江の浦 二五三—加吉之島 二五四—明石大門 二五六—飼飯の海
という配列で、三津（難波津）を出航して瀬戸内海を西航したものであることがわかる。

「敏馬」については澤潟久孝先生『万葉集注釈』に、

今、神戸市灘区岩屋町、阪神国道電車の終点の一丁ばかり東へ戻った、国道の北に敏馬神社がある。そのあたりが敏馬の浦と思われる。今の神戸港の東のところである。

とされるのが確論である。「過ぎて」であるから、敏馬の西方航路上のさほど遠くない所に「野島之崎」があることになる。

「野島の崎」については、やはり『注釈』に

淡路の北端、明石市と相対した岩屋町松帆崎を海岸に沿うて西南へ一里余り廻つたところが野島である。……

淡路常磐草に「里人の曰、むかしは一二町も沖へ出て高く平らとなる野あり」と云伝。波に崩れて今はなし。古松の村立る汀を野島といふ。」とある。今幕浦といふ港の北のあたりが岬になつてゐたのかと思はれる。

これも動かぬ説である。今の「兵庫県津名郡北淡町」である。

『万葉集』における「野島の崎」の所在は明瞭で疑いもないことである。しかし、二五一の作の「粟路之 野島の崎の」の「粟路」の訓釈が区々で後世様々の問題を派生させたのである。やはり『注釈』に